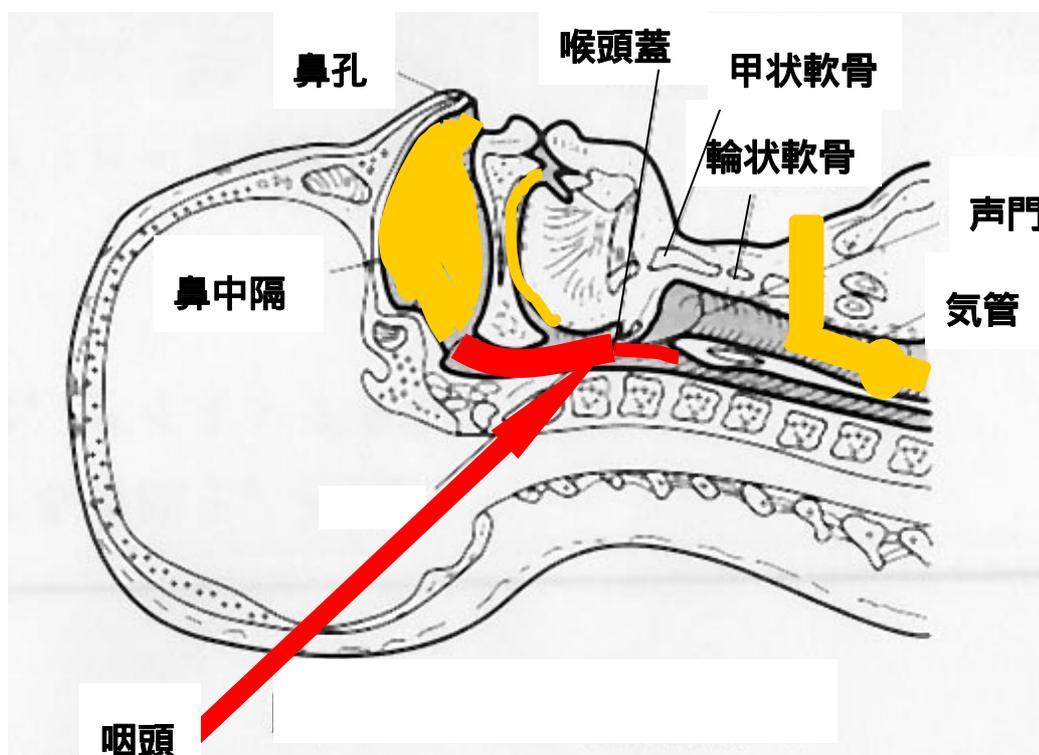


「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」報告書で認められた「たんの吸引」の範囲と、「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の医学的・法律学的整理に関する取りまとめ」で認められた「たんの吸引」の範囲の相違

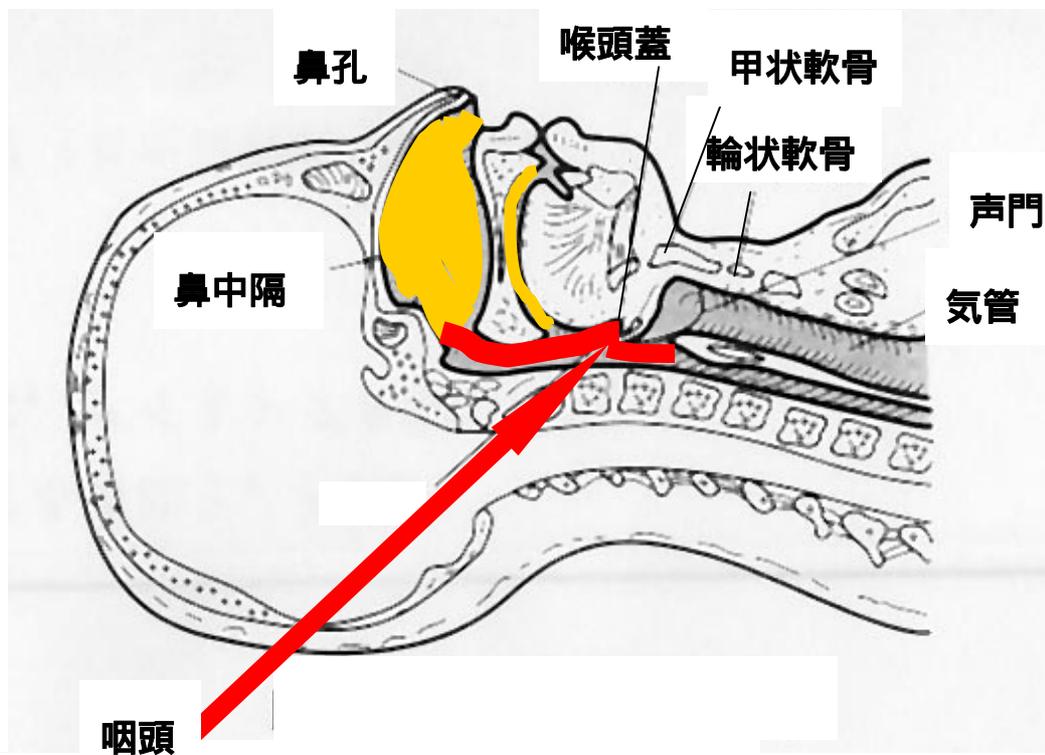
「ALS」で認められた「たんの吸引」の範囲

気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そ
うを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き越す可能性があ
る等危険性が高いことから、家族以外の者が行うたんの吸引の範囲
は、**口鼻腔内吸引**及び**気管カニューレ内部**までの吸引を限度とする。
特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管内カニューレ内部
までの気管内吸引を行う間、人工呼吸器を外す必要があるため、安
全かつ適切な取扱いが必要である。



「盲・聾・養護学校」で認められた「たんの吸引」の範囲

教員は、**咽頭の手前までの吸引を行うに留めることが適当**であり、咽頭より奥の気道のたんの吸引は、看護師が担当することが適当である。



相違点

「ALS」で認められた「気管内カニューレ内部の吸引」は、口鼻腔内吸引（咽頭より手前の吸引）とは異なり、吸引している間に人工呼吸器を外すこと、無菌的な吸引であること、見えない場所の吸引であるという3点が異なる。吸引の間に人工呼吸器を外すということはその間呼吸が行えず、低酸素血症になる可能性がある。また、無菌的な操作を行わなければ、肺炎等の感染症を起こしてしまう。操作を誤ると条件によっては、気管内カニューレ下端に走行する大きな動脈、迷走神経叢等を刺激し、出血や心停止の危険がある。